

○国立市自転車安全利用促進条例

昭和56年3月25日条例第16号

改正

略

国立市自転車安全利用促進条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な都市環境の保持及び向上を図るため、市民生活における自転車の安全利用についての必要な事項を定め、快適で安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、歩道、緑地帯、公園、駅、その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 大型店舗等 スーパーマーケット、銀行、遊技場、その他自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 自転車の安全な利用の促進のために必要な施策の実施
- (2) 自転車の安全な利用の促進に関する啓蒙

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車利用について、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めること。
- (2) 公共の場所等において、自転車をみだりに放置して良好な都市環境を悪化させないこと。
- (3) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(大型店舗等の責務)

第5条 商業地域及び近隣商業地域内において、大型店舗等を新築又は増築しようとする者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車を設置すること。
- (2) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

2 前項で定める以外の大型店舗等の設置者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車場の設置に努めること。
- (2) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(自転車駐車場設置基準)

第6条 前条の規定は、建築延面積が500平方メートル以上の建築物について適用するものとし、当該自転車駐車場の収容可能台数に関する基準は、建築物の用途、利用状況、周囲の状況等を勘案して別に定める。

(鉄道事業者の協力)

第7条 鉄道事業者は、本市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の協力)

第8条 自転車の小売を業とする者は、本市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置自転車に対する措置)

第9条 市長は、公共の場所等について、関係官署と協議により、放置自転車の整理区域を設けることができる。

- 2 市長は、前項の整理区域内において、相当な期間、放置自転車がある場合は、当該自転車を送り保管することができる。
- 3 関係官署は、公共の場所等において、自転車が放置されないよう相互に協力しなければならない。
- 4 市長は、第2項により自転車を移送したときは、その移送に要した費用として別表第1に定める自転車移送手数料を、当該自転車を引取りに来た利用者又は所有者から徴収することができる。

(保管した自転車の措置)

第10条 市長は、前条第2項により保管した自転車については、一定期間移送並びに保管する旨の告示をしなければならない。

- 2 市長は、前項の自転車で所有者の確認ができる自転車については、当該所有者に対し、速やかに引取るよう通告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の措置を講じた後、なお所有者の現われない自転車については、市において処分する旨の告示を一定期間なした後、当該自転車の処分をすることができる。

(自転車駐車場の設置)

第11条 市長は、自転車利用者の便を図るため、別表第2のとおり自転車駐車場を設置する。ただし、同表の自転車駐車場のうち、規則で定める自転車駐車場に限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車

(側車付きのものを除く。)を駐車させることができる。

(使用料)

第12条 前条に規定する自転車駐車場は有料とし、その使用料は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する使用料は、定期利用(月を単位とする利用をいう。以下同じ。)の場合には、次条第1項の規定により承認を受けた利用の期間に係る使用料を全納又は分納のいずれかの方法により事前に納入するものとし、一時利用(1日1回を単位とする利用をいう。別表第3において同じ。)の場合には、そのつど使用料を支払うものとする。

3 前項の規定により使用料を分納する場合は、1月、3月又は6月のうちいずれかの月数分を単位として納入するものとする。

(自転車駐車場利用手続)

第13条 第11条に規定する自転車駐車場を利用しようとする者(定期利用をしようとする者に限る。)

は、あらかじめ、市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、自転車駐車場の定期利用をしている者が当該利用の期間の終了後引き続き当該自転車駐車場を利用しようとするときは、当該利用の期間の終了前で市が定める期間内に利用の継続を市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定により自転車駐車場の定期利用について承認したときは、自転車駐車場定期利用券(以下この条において「定期利用券」という。)を当該申請者に交付する。

3 第1項の規定により自転車駐車場の定期利用について承認を受けた者(以下「定期利用者」という。)は、定期利用券を紛失し、又は毀損したときは、その再交付を申請することができる。

4 市長は、前項の規定により申請を行った定期利用者に定期利用券を再交付したときは、その再交付に要した費用として、別表第1に定める自転車駐車場定期利用券再交付手数料を当該定期利用者から徴収することができる。

(承認の取消し)

第14条 市長は、自転車駐車場の定期利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用承認の申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) 使用料を分納している定期利用者が、定められた期限までに次の分納すべき使用料を納入しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この条例その他これに基づく規則に違反したとき。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、定期利用者の使用料を減額し、又は免除することができる。

(国立市自転車対策審議会の設置)

第16条 自転車に関する施策の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として、国立市自転車対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、自転車に関する施策に係る必要事項の調査、審査及び答申を行う。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 交通事業者の代表者等 1人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 公募により選出された市民 2人以内
- (5) 前各号に掲げる者のほか、関係団体等の代表者等 3人以内

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項で規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則 (昭和63年12月23日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和64年5月1日から施行する。

(自転車駐車場供用開始)

2 改正後の国立市自転車安全利用促進条例（以下「改正後の条例」という。）第11条に規定する自転車駐車場の供用開始は、昭和64年6月1日とする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、改正前の国立市自転車安全利用促進条例により指定自転車駐車場に利用

登録されている者の昭和64年5月31日までの利用については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第12条第1項に規定する使用料は、同項の規定にかかわらず、昭和64年6月1日から昭和66年3月31日までの利用については、次の表に掲げる額とする。

区分	昭和64年6月1日から 昭和65年3月31日まで	昭和65年4月1日から 昭和66年3月31日まで
自転車	月額 300円	月額 400円
原動機付自転車	同 400円	同 500円

付 則（平成4年3月27日条例第30号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月23日条例第19号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成7年9月22日条例第31号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年12月24日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

（適用の区分）

- 2 この条例による改正後の国立市自転車安全利用促進条例別表第1及び別表第3の規定は、平成9年4月1日以後の自転車移送手数料又は自転車駐車場の使用料から適用し、同日前の自転車移送手数料又は自転車駐車場の使用料については、なお、従前の例による。

付 則（平成11年12月24日条例第42号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成12年2月1日から施行する。

付 則（平成14年12月20日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年6月26日条例第23号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月22日条例第20号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表第2の谷保駅南自転車駐車場の位置

の改正に係る部分は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年 3 月30日条例第18号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成20年 3 月31日条例第12号）

この条例は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 9 月30日条例第36号）

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

付 則（平成24年12月26日条例第34号）

1 この条例は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 3 の規定は、平成25年 4 月 1 日以後の自転車駐車場の利用に係る使用料から適用し、同日前の自転車駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成25年10月 7 日条例第40号）

この条例中第 1 条の規定は平成25年11月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成26年 3 月規則第 4 号で、同26年 4 月 1 日から施行）

付 則（平成27年 7 月 1 日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年12月25日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第67号を第68号とし、第64号から第66号までを 1 号ずつ繰り下げ、第63号の次に次の 1 号を加える。

（64） 自転車対策審議会委員

第 4 条中「第 2 条第15号から第64号まで」を「第 2 条第15号から第65号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第65号から第67号まで」を「第 2 条第66号から第68号まで」に改める。

別表第 2 中

「

交通安全対策審議会委員	〃 9,100円
-------------	----------

を

」

「

交通安全対策審議会委員	〃 9,100円
自転車対策審議会委員	〃 9,100円

に

」

改める。

(国立市(くにたちし)誰(だれ)もがあたりまえに暮(く)らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮(く)らすまち宣言(せんげん)」の条例(じょうれい)の一部改正)

- 3 国立市(くにたちし)誰(だれ)もがあたりまえに暮(く)らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮(く)らすまち宣言(せんげん)」の条例(じょうれい) (平成(へいせい)27年(ねん)9月(がつ)国立市(くにたちし)条例(じょうれい)第(だい)28号(ごう))の一部を次のように改正する。

付則(ふそく)第(だい)3項(こう)のうち国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例第2条の改正規定中「第(だい)67号(ごう)を第(だい)68号(ごう)」を「第(だい)68号(ごう)を第(だい)69号(ごう)」に、「第(だい)66号(ごう)」を「第(だい)67号(ごう)」に改め、同条例第4条の改正規定及び同条例第5条第1項の改正規定を次のように改める。

第(だい)4条(じょう)中(ちゅう)「第2条第15号から第65号まで」を「第2条第15号から第66号まで」に改(あらた)める。

第(だい)5条(じょう)第(だい)1項(こう)中(ちゅう)「第2条第66号から第68号まで」を「第2条第67号から第69号まで」に改(あらた)める。

付 則 (平成29年3月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年9月26日条例第35号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

付 則 (平成29年12月28日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国立市自転車安全利用促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日以後の自転車駐車場の利用に係る使用料から適用し、同日前の自転車駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における使用料に関する特例）

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における自転車駐車場の利用に係る使用料に限り、新条例別表第3の規定の適用については、同表中央線高架下自転車駐車場の項金額の欄中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する新条例別表第3に規定する中央線高架下自転車駐車場の定期利用に係る使用料については、新条例第15条の規定による減額は行わない。

別表第1

自転車移送手数料	1台につき	2,000円
自転車駐車場定期利用券再交付手数料	1回につき	1,000円

別表第2

自転車駐車場

名称	位置
国立駅南第1自転車駐車場	国立市中1丁目1番地の46
国立駅南第2自転車駐車場	同 中1丁目16番地の30
国立駅南第3自転車駐車場	同 中1丁目10番地の6
中央線高架下自転車駐車場	同 北2丁目37番の6
谷保駅北第1自転車駐車場	同 富士見台2丁目17番地の8
谷保駅北第2自転車駐車場	同 富士見台2丁目17番地の2
谷保駅北第3自転車駐車場	同 谷保5014番地の6
谷保駅北第4自転車駐車場	同 富士見台1丁目19番地の5
谷保駅北第5自転車駐車場	同 谷保4979番地の3
谷保駅北第6自転車駐車場	同 富士見台2丁目16番地の1
谷保駅南自転車駐車場	同 谷保5003番地の8
矢川駅北第1自転車駐車場	同 富士見台4丁目8番地の1
矢川駅北第2自転車駐車場	同 富士見台3丁目35番地の5
矢川駅北第3自転車駐車場	同 富士見台4丁目11番地の4

別表第3 使用料

駐車場の名称	車種	駐車区分		金額
国立駅南第1自転車 駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
		一時利用 (1回24時間までごと)		100円
国立駅南第2自転車 駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
	原動機付自転車	一時利用 (1回24時間までごと)	150円	
	自動二輪車 (総排気量125cc以下)	一時利用 (1回24時間までごと)	250円	
	自動二輪車 (総排気量125cc超え)	一時利用 (1回24時間までごと)	300円	
国立駅南第3自転車 駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
中央線高架下自転車 駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,000円
			市外居住者	1,000円
		一時利用 (1回2時間以内)		無料
		一時利用 (1回2時間を超え24時間まで)		100円
	一時利用 (1回24時間を超え24時間までごと)		100円	
谷保駅北第1自転車	自転車	定期利用	市内居住者	1,200円

駐車場		(月額)	市外居住者	1,600円
		一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅北第2自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
	原動機付自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,800円
			市外居住者	2,400円
	自動二輪車 (総排気量125cc以下)	定期利用 (月額)		3,500円
	自動二輪車 (総排気量125cc超え)	定期利用 (月額)		4,500円
谷保駅北第3自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅北第4自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
谷保駅北第5自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅北第6自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		100円
谷保駅南自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,200円
			市外居住者	1,600円
		一時利用 (1回24時間までごと)		100円
矢川駅北第1自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,500円
			市外居住者	2,000円
矢川駅北第2自転車駐車場	自転車	定期利用 (月額)	市内居住者	1,200円
			市外居住者	1,600円

		一時利用 (1回24時間までごと)		100円	
		定期利用 (月額)	市内居住者	1,800円	
	市外居住者		2,400円		
	原動機付自転車	一時利用 (1回24時間までごと)		150円	
	自動二輪車 (総排気量125cc以下)	定期利用 (月額)		3,500円	
		一時利用 (1回24時間までごと)		250円	
	自動二輪車 (総排気量125cc超え)	定期利用 (月額)		4,500円	
		一時利用 (1回24時間までごと)		300円	
	矢川駅北第3自転車 駐車場	自転車	定期利用	市内居住者	1,500円
			(月額)	市外居住者	2,000円
一時利用 (1回24時間までごと)			100円		